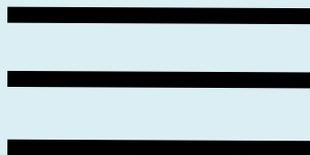


保険証が使用できるのは **退職日まで** です。

健康保険
被保険者証



全国健康保険協会大阪支部

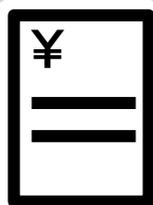
退職後は、保険証を事業所担当者へ
すみやかに **返却** ください。

●ご家族（被扶養者）がいる場合、**ご家族の保険証も一緒に返却**をお願いします。



よくある間違い

- ・新しい保険証が届くまでの間は使えるだろう。
- ・月の途中の退職だから月末までは使えるだろう。



退職後保険証を使うと、

後日、**協会けんぽ負担分の医療費（7～9割分）**を返還していただくことになります。



通院中の方は、

保険証が変わることを、医療機関・薬局等へ伝えてください。

退職後の健康保険については裏面をご覧ください



●退職後の健康保険について（ご案内）

退職後はご自身で健康保険への加入手続きが必要です

Q1 退職後の健康保険にはどのような種類がありますか？

A1 国民健康保険、協会けんぽの任意継続、ご家族の健康保険（被扶養者）があります。それぞれの手続き先と加入条件をご確認ください。

| 加入先 | 国民健康保険 | 協会けんぽの任意継続 | ご家族の健康保険（被扶養者） |
|------|--------------------------------|--|---|
| 手続き先 | お住いの市区町村 | お住いの都道府県の協会けんぽ支部 | ご家族の勤務先 |
| 加入条件 | お住いの市区町村の国民健康保険担当課にお問い合わせください。 | 退職日までに被保険者期間が継続して2か月以上あること。 退職日の翌日から20日以内に加入手続きをすること。 (郵送の場合は必着です) | ご家族が加入している健康保険の扶養の条件を満たす必要があります。 詳細は、ご家族の勤務先にお問い合わせください。 |

Q2 国民健康保険と協会けんぽの任意継続では、どちらの保険料が安いですか？

A2 保険料の算出方法が異なります。必ず双方の保険料を比較していただき、加入先をご検討ください。

| 加入先 | 国民健康保険 | 協会けんぽの任意継続 |
|----------|--|--|
| 保険料の算出方法 | 前年の所得や世帯人数などに応じて決定され、毎年見直しが行われます。 保険料の減免制度があります。 ※倒産、解雇、雇い止めなどにより離職した場合は、保険料が減免されることがあります。 | 退職時の標準報酬月額に保険料率を乗じて決定します。 $\begin{array}{ c c c c } \hline \text{退職時の標準報酬月額} & \times & \text{お住いの都道府県保険料率（変更となる場合があります）} & = \\ \hline \end{array}$ 1か月分の保険料（上限があります） ・退職後は事業主負担分も負担することとなりますので、 退職時の健康保険料の2倍 となります。 ・40歳から64歳までの介護保険第2号被保険者に該当する方は、介護保険料が加わります。 ・保険料は原則2年間変わりません。 (保険料率の変更等を除きます) |

※ご家族の勤務先の健康保険（被扶養者）に加入した場合、保険料の負担は原則ありません。

お問い合わせ先

全国健康保険協会 大阪支部

協会けんぽ大阪

検索

電話 06-7711-4300（自動音声案内）おかけ間違いにご注意ください

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで（土日祝及び年末年始を除く）

〒550-8510 大阪市西区靱本町1-11-7 信濃橋三井ビル6階